



長野県報

12月26日(水)

平成19年

(2007年)

号外

目次

規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(義務教育課) 1



学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第11号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の2」と、「」を「100分の2.3」と、「」に、「100分の3」を「100分の3.3」に、「100分の9」を「100分の9.3」に、「100分の1.5」を「100分の1.8」に改める。

附則第4項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則附則第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

義務教育課